

経済金融・情報通信業企業誘致実行計画策定業務

仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、名護市が発注する「経済金融・情報通信業企業誘致実行計画策定業務」に適用する。

(業務名)

第2条 業務名は「経済金融・情報通信業企業誘致実行計画策定業務委託」とする。

(履行期間)

第3条 本業務の履行期間は、契約締結日から令和6年3月1日(金)とする。

(業務の目的)

第4条 本市は、令和4年4月に施行された新たな沖縄振興特別措置法に基づき、引き続き金融活性化特別地区及び情報通信産業特別地区に指定された。

近年我が国でも、新しい社会潮流と技術革新に伴い、従来の企業の働き方や企業誘致の在り方などが変化し分野横断的な取組が求められている。

それらの社会情勢等を踏まえ、前計画までの成果検証、現状の整理及び課題の抽出を行い、企業誘致の取組の指針を定める新たな計画である「経済金融・情報通信業企業誘致推進計画(以下、「新計画」という。)」を令和4年度に定めた。

新計画では、他自治体との企業誘致に埋没しない、優位性を持つ自治体として「魅力的な進出先となるための経済金融活性化特別地区に向けたビジネスエコシステムの形成による地場産業発展と持続的成長」を基本方針に定めた。また、令和8年度には、金融・情報通信業関連の雇用者数2,500名を達成することをKGIとしている。新計画における「基本計画」の実現及びKGIを達成するため、企業誘致と事業創発を図るエコシステムの形成の取組みと同時に、具体的な施策の取組みが必要である。

本業務は、新計画における「基本計画」を実現化するための具体的な施策を整理し、進出または進出予定の企業の新規事業創出及び既存事業の拡大等の更なる成長を支える企業を繋ぎ、共創する仕組み(ビジネスエコシステム)を形成し、さらに施策の進捗管理を行うマネジメントサイクルを構築することを目的とする。

(法令・上位計画等の遵守)

第5条 本業務は、本仕様書に定めるもののほか、次の各号に掲げる関係法令等に即して業務を遂行しなければならない。

- (1) 契約書
- (2) 沖縄振興特別措置法（平成14年、平成24年、令和4年改定）
（同法に付随する関連計画）
- (3) 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月策定）
- (4) 経済金融活性化計画（平成26年度策定、令和4年度改定）
- (5) 沖縄県情報通信産業振興計画（令和4年8月策定）
- (6) 第5次名護市総合計画（令和2年3月策定）
- (7) 第2期名護市人まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略
（令和4年3月策定）
- (8) 経済金融・情報通信業企業誘致推進計画（令和5年3月策定）
- (9) スマートシティ名護モデルマスタープラン（令和5年3月策定）
- (10) 名護市の条例、規則、関連計画
- (11) その他関係法令・関連計画

(書類の提出)

第6条 本業務の履行にあたっては、受託者は次の各号に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

- (1) 着手時
着手届、工程表、業務計画書、管理技術者通知書
- (2) 完了時
完了報告書、納品書、業務成果引渡書、成果品、打ち合わせ記録簿

(協議及び協議解決)

第7条 本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打ち合わせを適宜実施し、十分な連絡調整を図るものとする。また、本業務の実施に際して疑義が生じた場合は、名護市と協議するものとする。

(成果品の検査)

第8条 受託者は、本仕様書等に定められた業務を行い、成果品の検査に合格したときに業務は完了するものとするが、業務完了後において過誤等があった場合は、直ちにこれを訂正しその経費については受託者の負担とする。

(受託者の責務)

第9条 受託者は、当該業務を履行するにあたり、第4条の業務目的及び次の各号に掲げる事を遵守する。なお、調査にあたっては最新のデータを活用し、必要に応じて複数年のデータを用いる。

- (1) 受託者は、誠実を旨として業務にあたらなければならない。
- (2) 受託者は、本業務により知り得た事項について、守秘義務が発生することを原則とし、名護市の承諾を得ないで他の目的に利用してはならない。
- (3) 本業務中に、地元住民・企業等の関係者から業務に関して、異議があった場合、速やかに名護市と協議しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり技術上の管理を行う管理技術者を定め、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (5) 受託者は、業務のために必要な関係官庁の手続きとその他関係者に対して、常に密な連絡を取ると共に十分な協議を行い、円滑な業務の進捗を期さなければならない。
- (6) 受託者は契約遂行に必要な関係資料の貸与を申し出ることができる。

第2章 業務内容

(業務内容)

第10条 業務内容は、概ね以下のとおりとするが、受託者の提案内容に基づき、名護市と受託者との協議により業務内容を決定する。

(1) 名護市の分野別の現況整理

ア. 各分野の検証

(ア) インフラ分野

(イ) 雇用分野

(ウ) 情報発信及び体制分野

(エ) その他

(2) 新計画等を踏まえた分野別の事業案整理

新計画における第4章「基本計画」の実現に向け、「企業誘致」「事業創発」のそれぞれの取組に合わせ、(1)ア.の分野別の検証を踏まえ、具体的な施策の策定と施策の優先度付けを行う。

(3) 事例調査

事業案に関連する国内外の取組に関する事例調査を行う。

(4) 意向調査

事業案に関する有識者・企業・学校関係者等を対象にヒアリングを行い、事業案のニーズ把握を行う。また、対象者の「企業誘致」と「事業創発」に関する機運の醸成を図る。

(5) 事業手法の検討

事業案の整理、事例調査、意向調査を踏まえ、実行計画に関する事業スキームの検討を行う。

(6) 定量的効果の把握と分析の手法の検討

本事業による効果をエビデンスに基づき定量的に把握するための手法の検討と、把握した効果の様々な分析手法を検討する。

(7) 実行計画の策定

(1)～(6)までの項目で得られた内容を踏まえ、KGIに向けた取組みを整理し、実行計画の策定を行う。

(8) 企業誘致・事業創発連携に向けた会議体支援

ア. 本市のスマートシティ名護モデルの推進組織である「一般社団法人名護スマートシティ推進協議会」の取組と連携を図ることで事業創発に向けた進出企業との連携又は進出企業候補との折衝支援を図る。

イ. 庁内における作業部会(3回程度)及び部長会(2回程度)の会議への出席・説明、会議資料・会議録等の作成等の運営支援を行う。なお、会議の開催回数については増減する場合がある。

ウ. 経済金融・情報通信業企業誘致実行計画(案)を作成し、パブリックコメントを実施する。パブリックコメントを行う際の資料作成、アドバイス等の支援を行うものとする。

(留意事項)

第11条 前条に記載した各業務内容を適切かつ円滑に実施するために、受託者は、計画策定に向けた協議・調整をはじめ、関係各課や関係機関と十分な協議・調整等を行うものとする。

第3章 成果品

(成果品)

第12条 本業務において提出する成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 報告書：A4版 10部
- (2) 各種引用データ、集計データ等の成果物
- (3) 各種会議の打合せ記録簿
- (4) 上記成果物に係る電子媒体
- (5) その他名護市が指示する資料等

(納品方法)

第13条 契約期間内に、前条に定める成果品を提出すること。

第4章 その他

(その他留意事項)

第14条 第1章から第3章に定めるもののほか、以下の各号に定める内容に留意し、円滑に本業務を行うこと。

(1) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。

(2) 当委託業務に係る全ての成果物の著作権(著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む。)は、名護市に帰属するものとする。

受託者は、当業務の実施のために必要な、受託者が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面で報告が無い場合は、受託者は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は受託者の責任により対処すること。

(3) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、その都度、名護市と協議の上、その指示に従い業務を進めること。